

平成26年第4回 昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成26年4月17日

午後2時30分～午後4時17分

場所：昭島市役所 301会議室

昭島市教育委員会

○委員長（紅林由紀子） 定刻となりましたので、ただいまから平成26年第4回教育委員会定例会を開会いたします。

新年度になりまして初めての定例会となります。年度末、年度初めを経て、恐らく皆さん大変お忙しくされていたのではないかなと思います。貴重なお時間ですので密度の濃い定例会にしたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

まず冒頭にですけれども、本日、柳庶務課長は、公務で少し遅れると連絡を受けておりますので、その点御了承ください。

それでは、本日の日程はお手元に配布のとおりでございます。

初めに、前回の会議録の署名についてであります。既に調整を終わり、署名も得ておりますので御了承ください。

次に、委員会規則第19条の規定に基づく本日の会議録署名委員であります。2番の寺村委員と、3番の石川委員でございます。よろしくお願いいたします。

また、4月1日の異動で説明員の方が変わられましたので御紹介を部長さんのほうからお願いいたします。

○学校教育部長（丹羽 孝） 平成26年4月1日の人事異動に伴い、教育委員会説明員に異動がございましたので御紹介させていただきます。なお、部内で異動になった説明員と、新たに加わりました説明員がおりますのでよろしくお願いいたします。

まず、生涯学習部国体推進室長からスポーツ振興課長に異動になりました武藤茂でございます。

○スポーツ振興課長（武藤 茂） 武藤です、よろしくお願いいたします。

○学校教育部長（丹羽 孝） 生涯学習部スポーツ振興課長から市民図書館長に異動になりました、石川千尋でございます。

○市民図書館長（石川千尋） 石川です。どうぞよろしくお願いいたします。

○学校教育部長（丹羽 孝） 学校教育部指導課指導主事、須田健太郎でございます。

○指導主事（須田健太郎） 須田健太郎でございます。よろしくお願いいたします。

○学校教育部長（丹羽 孝） 学校教育部指導課指導主事の美越英宣でございます。

○指導主事（美越英宣） 美越です。よろしくお願いいたします。

○学校教育部長（丹羽 孝） なお、前任の太田市民図書館長は定年退職となり、現在再任用職員として、子ども家庭部子育て支援課に勤務してございます。

あと、岸指導主事は武蔵野小学校副校長に昇任となっております。

また、大友指導主事もつつじが丘北小学校の副校長に昇任となっております。

お時間いただきましてありがとうございます。以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

新しい説明員の方に加わっていただいて、一部、馴染みのあるお顔の方もいらっしゃるかもしれませんが、また新たな気持ちで、ことし1年間どうぞよろしくお願い致します。

それでは続きまして、日程4、教育長の報告をお願いいたします。

○教育長（木戸義夫） 4月22日に、全国のいわゆる学力テストが実施をされますけれども、文部科学省はこれに先立ちまして平成25年11月29日付の事務次官通知によって、全国学力・学習状況調査の実施要領を公表いたしました。

それによりますと、これまで禁じていた自治体による学校別結果の公表を認める一方、成績だけでなく分析結果や改善策なども示し、序列化を避けるよう求めています。

この問題についてはことしの1月に校長先生方と4つのグループに分かれてそれぞれ話し合いを持たれましたが、教育委員会として改めて話し合いがなされていないので、ここでちょっと意見交換をしたいと思っております。

教育委員会において調査結果を公表する場合の配慮事項として、1つとして、公表内容・方法等は、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断する。単に、平均正答率等の数値のみの公表は行わず、分析結果をあわせて公表する。また、分析結果を踏まえた改善方策についても公表する。市町村教育委員会において、個々の学校名を明らかにした結果の公表を行う場合は、当該学校と公表内容、方法等について事前に十分相談する。なお、平均正答率等の数値を一覧にしての公表や、各学校の順位づけは行わない。児童生徒の個人情報の保護や学校地域の実情に応じた必要な配慮を行う。

この4つの項目が示されております。

本年度は、方針変更された初年度でありまして、いろんな公表の仕方が全国的になされると思います。こうした中でどんな問題点などが生じるのかも、今のところわからないということで、教育委員会としてこの4月22日の試験結果についての公表について、一定の考え方をここで意見交換をしていただいて、この実施の結果を持って問題点や課題を整理し、また学校側の意見も聞きながら、改めて協議ということで方針を決定をしていきたいというように考えておりますので、きょうは意見交換ということでよろしくお願いしたいと思います。

また、名義使用承認は、お手元に御配布のとおり2件ということになります。よろしくお願い致します。お手元に実施要領をお配りしていると思いますが、この5ページに、その配慮事項というものが列記をされている4項目、列記をされていることですのでよろしくお願い致します。

以上です。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。ただいま教育長の報告が終わりました。

ただいま御説明ありましたように、4月22日に行われる全国学力調査の公表についての方針を決めるにあたって、委員の皆様方から広くいろいろな御意見をいただきたいということで、1月に行われました学校長との懇談の内容なども含め

ていただいても結構、それを踏まえていただいても結構ですし、何かしら御意見
いただきたいと思えますけれどもいかがでしょうか。御質問でも結構でございます。

○委員（寺村豊通） この間の1月の校長先生との懇談などでも話したんですけど、やっ
ぱり公表結果だけを発表するというのは何の工夫もなくなっちゃうんですね。前
回やったときの結果等、校長先生や学校のほうはいろいろと取りまとめていまし
て、自分の所の強い弱いとか、また、その結果からどういうふうな改善策でもっ
て効果を出していこうかというようなことは、やっぱりデータとして持っている
みたいですので、そういったことを今までと同じような形で公表していけば、そ
れはそれでいいのではないかなというふうには思っています。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

学校の今までの取りまとめの工夫などを考えると、今まで同様の方法でいいの
ではないかという御意見ですけれども、ほかの委員の皆様いかがでしょうか。

小林委員、お願いいたします。

○委員（小林和子） 今回出されましたように、単に公表というだけじゃなくて、調査結
果の分析や、これを活用して教育や施策改善に向けた取り組みを、そういうもの
を明らかにしていくことが必要ということで、やはりそれは大事なことだと思
います。

かつて、公表するのがいいみたいな風潮があった時だって、区内のほうで公表
した結果、はっきり学校名を公表したこともあったようです。そして、結局その
結果、成績が、成績と言っても学力テストの結果だけでしょうけれども、それが
よかった所の学校に、わーっと子供たちが小学校・中学校含めて集まって、そう
じゃなかった、悪かったほうの成績の学校の子供たちは、すごく少なくなったと
いうことを実際にそれは、そういう所に関わった方に話を聞いたことがあって、
その後どうなったか、私もそれから後はあまり連絡が取れなかったから伺ってい
ませんけれども、そういう単なる結果公表だと、内容はともかく、やっぱり保護
者とか地域の方の見る目というのは結果だけをやっぱり重視してしまって、本当
のところはどうだったのか、先生たちの努力と、それから努力だけではないいろ
んな状況がありますよね、家庭環境・地域環境とか。そういうことですから、一
概に結果だけ公表するというのではなくて、やはり、それはもうそれぞれの学校
で、今、寺村委員がおっしゃったように把握できるわけですから、自分の学校が
どういう状況ということは知ることができるわけですから、そういう表面的な結
果だけではなくて、やはり市の傾向とかその学校の公表とか、どういう部分が子
供たちに強くてどういう部分が弱かったとか、そういう内容の分析などして、そ
れに対する手だてとかそういうのを講じていくために活用するのがいいのでは
ないかなと思いますので、ここには公表もできると書いてありますけれども、その
ままストレートに公表するという形ではなくて、やはり傾向としてこうというよ
うな、そういうような形でやっていくのがいいのではないかなというふうには思
います。

○委員長（紅林由紀子） 傾向としてというのは。

○委員（小林和子） 市のほうで、子供たちがこういう問題に対してはよくできたけど、こういう方面はよくできなかったとか。

○委員長（紅林由紀子） 市全体としてこの辺は弱いけど、この辺は結構よくなっているとか、そういった市全体の傾向として発表すればいいと。

○委員（小林和子） あと、個々の学校は、その個々の学校でそれに対応して、自分たちの学校の反省すべき点があればそれに生かしていくというそういう形で活用したらいいかなと思いますね。

○委員長（紅林由紀子） なるほど、よくわかりました。ありがとうございました。というようなことでございますけれども。
石川委員。

○委員（石川隆俊） 本当、これは悩ましいものであると思うんですね。そもそも公教育ですから、要するに、選ばれていない人たちの集団の話ですよ、小学校・中学校にしても。だけど大学なんかになれば、これはもう初めから選抜で入ってくるわけですから、当然優劣と言っても、何らそこには反対する理由はないわけですね。

だけど公の教育でもって、問題は平均ということですから、何もそこにいる生徒が全部それを表しているわけじゃなくて、中にはできる子もいれば少し遅れている人もいるわけで、そういう集団を含めての話だから、あんまり親がそれをいちいち、自分のそこへ行っている学校がレベルが低いとかいうふうにして悲観することはないはずなんだけれども、でも、どうしてもそういうふうには、あの学校はいいとかいうふうに評価が立ちますね。だから、それを目をつぶって黙ってればいいのかという問題もあります。だからその辺は難しい問題ですね。本当に難しいですね。

だから、あえて公表して特に優劣をつけるということは、実際に個々の生徒がたくさんいるわけですから、あんまり公表しても意味が少ないかもしれない。

○委員長（紅林由紀子） 学校間でそれをつけてもということなわけですよ。

○委員（石川隆俊） 中には、ある学校には優れたのもあればそうでないのもあれば、中ぐらいもあればというところじゃありませんか。

○委員長（紅林由紀子） そうですね、本当に、それぞれの個々の子供の問題だと思いますので。

○委員（寺村豊通） あと、今回のテスト試験自体が何科目かですよ。国語と算数、あ

るいは国語と数学というだけの問題ではなく、やっぱり校長先生なんかの話を聞きまして、教科はそればかりじゃないわけですから、例えば、6年生とか中学3年生ですけど、その学級なり、学年なり学級なりのまたいいところ悪いところも当然あるわけですから、その試験のテストの結果だけにとらわれなくて、大きな目で子供たちの成長を見守るとというのが大原則じゃないかなとは思っていますけども。

○委員長（紅林由紀子）　そうですね。教科は2科目で。

○統括指導主事（稲富泰輝）　原則は、国語、算数・数学の2科目になっておりますが、数年に一度、理科が入る年がございます。ただ、来年度は理科は入らない年となっております。
以上でございます。

○委員長（紅林由紀子）　わかりました。ありがとうございました。というような意見をいただきました。
ほかには何かございますでしょうか。

○教育長（木戸義夫）　この学力テストが、そもそも行われた際に、学校の序列化あるいは過度の競争につながるという懸念があったから自治体による学校別の結果の公表を禁じていたわけです。何年かやってみてその懸念が薄れたのかどうかというと、それはちょっと疑問なんですね。決して国を批判するわけではないんですけども、一部の自治体の長による言葉に押されてしまって、何かこういうような制度改革がなされたとなると、ちょっとどうなのか。その懸念が薄れたから、あるいは納税者の知る権利、そのバランスを考えて公表と、文科省が独自の判断をしたのとは思えない。

○委員長（紅林由紀子）　そうですね、知る権利というお話がありましたけれども、前回、校長先生方と懇談した時にも、私のいた分会で、保護者という立場で、私は意見を言わせていただいたんですけども、一保護者としては知る権利ということはあるし、もちろん知りたいかと言われたら、それはちょっと知ってみたいという気持ちは、やっぱりあるということは正直に申し上げました。それはやっぱりどのぐらいの、どのぐらい自分の子供がということもありますし、先生方がどのぐらいこの学校、というか集団が、どのぐらいのレベルにあるのかなということは知りたい保護者はいることはいらっしゃると思うんですけども、ただ、そこで知ってどうするのかというふうなことをもう一歩考えてみると、それだからといって学校を、先ほど区内でその学校に集中したというお話がありましたけれども、それは選択制があるからだと思うんですけども、選択制があるわけでもなく、で、今昭島はやっぱり地域に根ざした地域との連携を取って、子供の学力はもちろんですけれども、やっぱり健やかな育ちということで、地域と保護者と学校とが一体となって子供たちを健やかに育てようというふうな取り組みを、地域の方たちも一生懸命していただいているのに、そういう意味で選択制ということ

をしていないのにも関わらず、何となくこの地域がちょっとだめなんじゃないかみたいなそういった気持ちになることは、決していい結果は生まないんじゃないかなというふうに思いました。なんですけれども、やっぱり人間はそういう知りたい誘惑に駆られてしまったり、知ってしまった後は、ああもっといい所があるんだろうなみたいな、そういった弱い部分があるので、そこはやっぱり、並べることの意味を持たせるのではなく、やっぱりそこで子供がどれだけ成長したか、学校が、例えばいろいろ取り組みをしていただいて、今までこれができなかった子たちをこういうふうにするようにしてきたという、その伸びしろというか、そこに目を向けるほうがいいんじゃないのかなという、そういう公表をしていただいたほうがいいんじゃないのかなと。だから先ほど委員の先生方がおっしゃっていたみたいに私も、やっぱり学校で学校なりの分析をして、学校としてここがこうだったから今度はこうしていきますというような方法で、この結果を使っていただいたほうがやりがいがあるんじゃないかなというふうな気持ちもあります。

それともう一つは、これはあくまで2教科であって、それで学力という点だけの点数であって、やっぱり「知・徳・体」と言っているように、やっぱり知もあるけれども徳も必要で、体も必要ということを見ると、体力テストの結果とこの学力と、そして徳の部分、これは評価は点数には表せられないですけども、それを全部ひっくるめての教育なんだから、ここの部分だけ取り上げて出すのは私はちょっと違うんじゃないかなというふうな気持ちがしています。

ほかにいかがでしょうか。

○委員（石川隆俊） ちょっと話は離れてしまうんですが、私はしばらく前、文部省が出したデータで、非常に私は個人的には不満に思ったものがあります。それは、親の収入、つまりそれが500万とか1,000万とか1,500万になるにしたがって、歴然と大学進学率、特に有名校に入るのが違うというようなのが出たんですね。そんなのを公表して何になるのかと思ったんですけど。それは確かに、そういう環境にいる人が有利なわけで、そしたらもしもそうでない環境にいる人はがっかりするじゃないですか。

だからそれと少し似ていると思うのは、こういうふうに評価したって、ある学校はレベルが低いとかいうふうになっちゃったときに、そこにいる子供が少し失望したらかわいそうだと思うんですね。だからそんな、もちろんそれは風評するんじゃないくて安易にそういうものをあんまり公表しないほうがいいと思うんですね。親の収入の問題だって、収入が高いから確かに予備校に行くチャンスが多いとかそういうことがあるかもしれないし、ひよっとすれば、親が教育を受けているからそういうチャンスが多いとかいろんな面もあるわけで、そんな簡単に収入と出来具合なんてやるのはとてもよくないと私は思っていますけどね。少しそれに似ているような気がして難しいものだと思うんですね。

○委員長（紅林由紀子） そうですね。まったくその点は私も同感ですね。やっぱり何のためにそれをするのかということを考えると。

○委員（石川隆俊） もう一つちょっとこの前の会議で先生方から出た意見なんですけど、

これはちょっと、もっと別の見方なんですけれども、先生方は例えば自分の学校が悪いなんて言われたら地域に顔が、立場がなくなるというそういうのもあったようですよ、少し。だからその辺の問題もあると思うんですね。低いときに攻められたら、たまったもんじゃない、これは私もあると思いますよ。だからいろんな問題がありますから。これは難しいですね。

○委員長（紅林由紀子） やっぱり子供たちは、今、成績も相対評価ではなく絶対評価に変わってきていますよね。という意味では人と比べてどうということではなく、自分がどれだけできているか、どれだけ成長できているかということの評価しているのだから、学校もそれでいいんじゃないかなというふうに私は思うんですね。市内の中でどうとあって、それにあまり意味はないんじゃないかなという気持ちがあります。

○委員（寺村豊通） そう思う親もいれば思わない親もいるわけですから難しいところですよ。

○委員長（紅林由紀子） そう、それはもちろんね。でも、自分の子供がどれだけできるのかということは、模試でも受ければすぐわかるわけじゃないですか。だからそういう気持ちが、それを知りたい親は、そういうものを受けてみると、すっきりわかると思うんですね。昭島市の中で、どれだけでどこの学校でどれだけでいたからといって、それがどれほどの意味があるのかというような。すみません、そういう気持ちは私はあるので、それよりも、みんながやっぱり前回の校長先生との懇談の中で、1人の中学校の校長先生が、やっぱり自己肯定感、自己有用感とかそういうことを一生懸命中学校で育てようと、高めようとしている時に、やっぱりこれをされると、そこに対して学力だけではないと言いながら、結構向かい風になるんじゃないかというような御意見をおっしゃっていましたが、先ほどの石川委員のお話しにも関係しますけれども、やっぱりがっかりさせるような公表はよくないんじゃないかなという気持ちがあります。

ほかには。

○委員（小林和子） 私も、さっき教育長がおっしゃったように序列化するような、そういうようなはっきりした公表というのはあまりよくないというか、むしろ弊害になるほうが大きいんじゃないかなとは思って、やはり子供というのは、学校がそういう成績がどうであれ、やはり地域の子供たち、いろいろ学校選択制なんていうことも出ていましたけれども、やはり自分の近いところの近隣の学校に行って近隣のお友達と生活してという、義務教育の間ぐらい、そういうのがやはり、そうすると地域の方たちにも守られてというようなことがうまくいくことではないんじゃないかなというふうに思いますので、安易なそういう公表というのは競争心をあおるだけの弊害も大きいような気がしますので、その辺も考えていただければと思いますし、いろいろ皆さんおっしゃっているように、やはりこの学力テストというのは、国語、算数・数学とかその教科だけのものですから、将来理科も入ってくるということではありますけれども、それではない、学校教育は

全人的ないろんな教育をするわけですから、ある一面の結果だけの公表というのは、あまり私は賛成できないなというふうに思います。それを生かして、さらに学習効果が出るようなそういう方向に生かしていただければというふうには思います。

○委員（石川隆俊） 仮に、それが公表、わかっちゃったとしても、特に先生ががっかりしたりしないしてほしいと思うし、父兄がそれを攻めたりすることがないように、ぜひキャンペーンを張ってほしいのがありますね。

○委員長（紅林由紀子） そうですね。あとは、企業も対前年何%伸びたかとか、そういうことを目標としたり、それで実績を図ったりということをするよね。だからそれと同じように、各学校で今学力向上のためのいろいろ数値的な目標を立てて三カ年やっていただいていますよね。だからそれをやっぱりまずは到達するとか達成することが一番であって、それを達成できたのに、結果として市内で下のほうでしたと言ったらすごくがっかりすると思うんですよね。そういったことはよくないんじゃないのかなというふうに思います。

ほかに御意見は。では先生方よろしいでしょうか。それでは最後に教育長いかがでしょうか。

○教育長（木戸義夫） 今までの取り扱いとしては文科省の意向に沿って、学校別の公表は全くしていない。市全体の評価については発表していたということですよ。それとあと学校については、各学校の考え方によって自校の内容を発表してもいいし、発表しなくてもいいというようなことで、大半の学校は自分たちの学校便りなどによって、もちろん数値だけではなく生活の態度とかそういう面もあったと思いますけれども、そういう面も学校便りで発表をしていたり、意識調査というんですか、こんなようなものも発表していたと思いますけれども、学校の中で発表する学校、発表しない学校というのがあるのもちょっと何かおかしいんじゃないかと思います。保護者もやっぱり知りたいという人も相当いると思うんですね。自分の学校はどうなのか、全国レベル、せつかく全国でやっていて、全国のレベルが平均がこのぐらいで、自分たちの学校はどのぐらいなのかと。やっぱり知りたいという人もいると思うし、それは当然の権利なのか。税金を使ってやっているんですから、一つの権利なのか。そんなようなことを考えますと、各学校別のものは、学校が保護者向けに、一般市民向けにやるまで広めるかどうかは別ですけれども、保護者向けに自分たちの実態について学校便りでお知らせをすることが妥当なのかと考えます。

教育委員会としては、当然学校別なんていうのは発表するつもりはないですし、市全体の今回の達成度というのはどのぐらいか、今後どういうところに力を入れて子供たちの教育の指導の改善をしていけばいいのか、そういう点を明らかにしながら、とりあえずというか初年度取り扱い、校長先生の意見も聞きながら、教育委員会として改めて協議をして、次年度以降のものを決定していくというような取り扱いがいいのかなと、そのように思いますけれども。

○委員長（紅林由紀子） 今の教育長の意見につきましていかがでしょうか。

○委員（寺村豊通） そういう方向で一度やってみていくしかないんじゃないかなと思いますけどね。

○委員長（紅林由紀子） 各学校で、お知らせがある学校と、ない学校があるというのは、確かにそういう意味では、みんなが同じように学校から説明がされるということのほうが望ましいというようには思いますよね。学校の説明責任という部分でも、やっぱりやったからにはそれに対しての学校の課題と方策みたいな形で、今、教育長がおっしゃったような形で出していただくのは安心にもつながるし、自分のうちの子供も、もう少しここを頑張れ見たいなふうに家庭学習の面で支援する、サポートする手だてにもなるんじゃないかなというふうにも思います。

○委員（石川隆俊） 教育委員会の仕事としては、やはり今言われたように、各学校にその成果としての表れですから、仮にないと思うけれども、ある学校が非常に他の学校に比べて少し教育的に何かやるべきことがあるとしたら、積極的に言っていていいわけで、これはこちらの責任でしょうね。

○委員長（紅林由紀子） そうですね、そのように思います。

ほかには。

では、そういう形で、また校長先生方の御意見などを聞いていただきまして協議していくということでもよろしいでしょうか。きょうの段階はこんな感じで、委員の先生方から御意見いただきましたのでどうぞよろしくお願いたします。

それでは、少し長くなりましたが、十分に御意見を述べていただきましてありがとうございました。それでは、以上で教育長の報告を終わります。

それでは、続きまして、日程5、議事に移ります。

議案第14号 「平成26年度昭島市立学校第三者評価委員会委員の委嘱について」説明をお願いします。

○統括指導主事（稲富泰輝） それでは、議題第14号につきまして御説明いたします。

本案件は、昭島市立学校第三者評価委員会委員を教育委員会が委嘱する必要があるために提案したものでございます。

議案に記載されている委嘱予定委員の新規の方についての経歴を御説明させていただきます。

まずは、上から4段目、学識経験者の選出区分であります小林幹夫氏は、国立市教育委員会指導課長、多摩教育事務所指導課長、都内小学校校長を経て、現在明星大学にお勤めの方でございます。

続きまして、裏面、上から3段目、市民代表者の選出区分であります、内藤孝雄氏は、つつじが丘北ハイツ自治会副会長とともに、つつじが丘北小学校見守り活動で、毎朝校門に立ち、児童の挨拶をする学校教育に携わっている方でございます。

今後は5月から第三者評価委員会を開催し、各委員の立場から指導・助言をい

ただき、各校の学校運営の向上を図りたいと考えております。

簡単な提案で恐縮でございますが、以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何か御質問や御意見などございますでしょうか。第三者評価委員会の委員の委嘱ということでございます。

新しい方が2名でよろしいんですね。

○統括指導主事（稲富泰輝） そうですね、2名、学識経験者、市民代表者で交代があったという形で加えていただければ幸いです。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。

各委員は何かございますでしょうか。

この方たちは、任期はありますけれども、何期以上はとかという、そういう制限はあるんですか。

○統括指導主事（稲富泰輝） こちらは要綱によって上限はありません。ただ複数年引き継いでいただいている方については、学校の変容を的確に指摘していただけるというメリットがございますので、今後この形で続けたいと事務局では考えています。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。

ほかにはよろしいでしょうか。

今の御説明で問題ないと思うんですけれども、それでは、こちら議案でございますので、お諮りしたいと思います。

それでは、議案第14号につきまして、本件は原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） はい、御異議なしと認め、議案第14号は原案どおりに決しました。それではよろしくようお願いいたします。

続きまして、議案第15号 「平成26年度昭島市立学校学校評議員の委嘱について」説明をお願いします。

○統括指導主事（稲富泰輝） 議案第15号について御説明いたします。

この学校評議員制度は、昭島市立学校の管理運営に関する附則第10条4の規定に基づきまして、昭島市立小学校及び中学校に昭島市立学校学校評議員を委嘱する必要があります。今回は21校すべての学校をそろえて提案させていただきますが、関係機関で人事異動があった際には、後日一部追加して報告させていただくものがございます。こちらにつきましては5月の定例教育委員会で提案させていただきます。

資料の量が大変多くございますけれども今回は21校そろってございます。
以上、簡単な提案で恐縮ではございますが御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。
ただいまの説明につきまして何か御意見や御質問などございますでしょうか。
毎年度の学校評議員の委嘱ということでございます。
この4名ぐらいで少ないところは、今後増えるという可能性はありますか。
- 統括指導主事（稲富泰輝） この4名のところにつきましては、今後交代があるところでございますので、5月の予定を報告させていただく予定でございます。
- 委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。
特にはよろしいですか。
それでは、質問などございませんのでお諮りしたいと思います。
本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。
（「異議なし」との声あり）
- 委員長（紅林由紀子） はい、御異議なしと認め、議案第15号は原案どおりに決しました。それではよろしくお願いいたします。
続きまして、議案第16号 「昭島市社会教育委員の委嘱について」説明をお願いします。
- 社会教育課長（片岡国幹） 議案第16号、昭島市社会教育委員の委嘱について、提案理由及びその内容について御説明させていただきます。
社会教育委員につきましては、社会教育法、第15条第2項の規定及び昭島市社会教育委員設置条例第10条に基づき設置しております。
同条例第3条で定める学校教育の関係者として、小学校・中学校の校長先生からお一人ずつ選任をいただいておりますが、このうち、前多摩辺中学校長の山下博一校長先生が人事異動で市外へ転居されたことに伴いまして、後任の委員を委嘱する必要があるため提案するものでございます。
お手元の資料を御覧ください。
喜多野雅司、男、選出区分は、学校教育関係者、多摩辺中学校長でございます。
なお、委員の任期につきましては前任者の残任期間となっております。
以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。
- 委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。
ただいまの件につきまして質問や御意見などございますでしょうか。
山下校長先生が、市外に異動されたということで、多摩辺に移られた喜多野校長先生に委嘱をするということでございますが。
特によろしいですか。
それではお諮りしたいと思います。本件は原案のとおり決することに御異議ご

ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(紅林由紀子) 御異議なしと認め、議案第16号は原案どおりに決しました。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。これで議案の審議が終わりました。本日は、協議事項はございませんので協議事項に移ります。

それでは、報告事項1 「平成26年度昭島市中学生海外交流事業について」説明をお願いします。

○庶務課長(柳 雅司) 報告事項1、平成26年度昭島市中学生海外交流事業について御報告いたします。

今回の交流事業の内容につきましては、平成24年にパース・モダンスクールと締結した「相互交流事業同意書」に基づいて実施するものでございます。

派遣先は、パース・モダンスクール、派遣期間は7月29日火曜日から8月6日水曜日、8泊9日、ホームステイ6泊、飛行機内1泊を予定しております。

派遣人数は、派遣生20人、引率者3人で、引率者は、事務局2名と校長または教諭で、現在未決定でございます。

対象派遣生は、市内中学校へ通う生徒及び市内在住で市外中学校へ通う生徒で、市内中学校からは各校2名以上の参加を基本に考えております。

参加費は10万円で、応募資格は中学校2年生及び3年生でございます。

応募方法は、例年どおり応募する動機についての作文を800字以内で作成し提出することになります。なお、市内中学校へ通う生徒と市内在住で市外中学校へ通う生徒とは応募方法及び周知方法などが異なっております。

選考方法は、作文審査と面接より決定いたします。面接者については中学校長と教育委員会部課長と行う予定でございます。

次に、日程表の裏面を御覧ください。

パース・モダンスクール生徒の受け入れについてでございます。受け入れ校は清泉中学校で、受け入れ期間は10月3日から10月9日までで、すべてホームステイを予定しております。人数については現在20名を予定しています。

平成26年度中学生海外交流事業については以上でございます。

○委員長(紅林由紀子) はい、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして何か御質問や御意見などございますでしょうか。今年度の中学生海外交流事業ということでございます。

もう何年か、ずっと継続して実施していただいておりますけれども、カリキュラム上とか運営上に、何かこうしたほうが良いなということで改良されたような点だとかって何かございますか。

○庶務課長(柳 雅司) 毎年アンケートを採っていますと、授業に参加するのをもっと多くしてほしいというような要望があります。そういうようなものを去年よりも多くすると、そういうようなことを進めております。

- 教育長（木戸義夫） 相手に伝わっているの。ちゃんと伝えておいてね。
- 庶務課長（柳 雅司） はい。
- 委員長（紅林由紀子） それは本当に、参加者の意欲の高さが伺われるすばらしいアンケートの結果だなというふうに思います。頼もしいですね。
- 委員（石川隆俊） 毎年何倍ぐらいの応募でしたっけ。
- 教育長（木戸義夫） 去年は4倍ぐらいですね。
- 庶務課長（柳 雅司） 88名です。
- 委員（石川隆俊） 800字の作文が提出物なんですよ。すると、800字の作文でこの人は特にどうだってすぐ決められますか。
- 庶務課長（柳 雅司） 800字の作文、全部見えています。これについては、面接をする人が全員読むのではなく、去年は2名で教育長と部長で全部読んでいただいて審査をしております。
- 委員（石川隆俊） その審査の基準は作文なのか、それともその他いろんな要素が。
- 学校教育部長（丹羽 孝） 去年は88名なので、全員面接もしております。作文ももちろん参考にしますが、面接で人柄と学力とかも全部比較した中で選考しております。
- この人数が100人とか200人とか多くなると困るので、作文を書いていただいてあしきりをしたいと考えております。時間の都合もあるので面接できる人数は最大でも80人ぐらいです。この前は88人で時間がたいぶかかりましたので、そのための第一次試験で、あまりのもやる気がない方などはご遠慮いただこうと思っています。面接できる人数にもある程度限界があるということだけは御承知置きいただければと思います。
- 委員長（紅林由紀子） 今までは全員の作文を読み、全員と面接をしたということですね。
- 委員（石川隆俊） そんな人気があるんじゃない、もっとたくさん行かせてあげたいですね。
- 教育長（木戸義夫） その気持ちは十分ありますよ。ただ受け入れの向こうのパイというのは決まっていますから。20人でいっぱいですね。
- 学校教育部長（丹羽 孝） こちらの受け入れが大変なんです。20名のホームステイ先

を探すのが。

- 委員長（紅林由紀子） ホームステイ先を探すのが大変なんですか。
- 学校教育部長（丹羽 孝） はい。前回もなかなか20名が見つからなくて。それで結構苦勞していますし、当然、向こうも苦勞をしているということなので。
例えば、これがどこかのホテルに泊まるなら、向こうもそれはできますという話なんですけれども、この交流事業にはホームステイが大変重要な部分ですので、それを除くこともできずなかなか難しいのが現状です。
- 委員長（紅林由紀子） やっぱり以前最初のころに問題になっていました、受け入れる学校の生徒のうちじゃないとだめだというそこはやっぱりそれは。
- 教育長（木戸義夫） だめというのではなくて、原則として。
- 委員長（紅林由紀子） じゃあ、ほかの学校でも通える範囲内だったらほかの学校の家庭でも受け入れ可という感じなんですか。
- 庶務課長（柳 雅司） 今までは、相手校との話し合いの中で1校で受け入れるという話になっていたんですけれども、昨年、昭島市側の受け入れ家庭を探すのも非常に大変だということで、相手校と話をしまして、原則は1校なんだけれども、少し増えてもいいと。だから最初から6校というふうなことじゃなくて、とりあえず1校で、足りなかったら3校ぐらいまでというふうなことで、そういう話をしております。ただ原則は1校でいきたいというふうに考えております。
- 委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。そうですね。20名の受け入れ先がね。大変なわけですか。でもね、もう既にこれで3校目ですか、今度清泉が。4校目でしたっけ。4校目ですね。そうしたら過去受け入れた学校だったらとか、向こうへ行った経験者のおうちとか見つかりそうですね。やっぱり住宅事情が悪いんですかね、日本は。
- 庶務課長（柳 雅司） 断られる理由としてはやはり住宅事情というのはすごくあります。ただ学校の中で20人ということで、見ていると、私じゃなくてもいいかなっというような方が多いのではないかとこのふうには感じています。話をされていて、嫌だ嫌だとは言いながら最後に受けてもらった方、そういうような方は、最終的には受け入れてよかったというようなそういう声は多く聞いております。ただ、どうしても日本にはそういう文化がないので、なかなか知らない外国の人が来て泊まってしまうのは嫌だということではないかと思えます。
- 委員（石川隆俊） でもちょっと広げればいろいろなところがあるでしょうね。ただ生徒のおうちとなると限られちゃいますな。

- 委員長（紅林由紀子）　そうですね。一般のご家庭だったら結構ね。
- 教育長（木戸義夫）　アメリカの教育者が来たとき、20人、市民が全部受けてくれましたからね。
- 委員長（紅林由紀子）　それは全然問題はなかったわけですよ。寺村先生も以前受け入れられたことがあるって。
- 委員（寺村豊通）　ええ。
- 教育長（木戸義夫）　ちょっと情報不足かもわからないですね。うちのほうの発信が。あんまりそんなに大変ではないですよ。やっぱり敬遠しちゃいますよね。やっぱり外国人が来るとなると。言葉は通じない、食事はどうしたらいい、だからそこいらのところの情報をもっと出してやって、今までのご家庭ではこういうようなもてなしをして、この程度ですごく喜んでくれたとか、個室がなくなってお子さんと一緒のお部屋でもいいですよとかね。
- 委員長（紅林由紀子）　そうですね。結構向こうへ行くとゲストルームみたいな感じで必ず一部屋用意してくださるから、そういうふうじゃないといけないのかなみたいなふうになると、すごくハードルが高くなると思うんですけども、結構一緒に雑魚寝みたいなほうが、これがジャパニーズスタイルだよみたいなほうが結構楽しんでもらえるような気がするんですけど。なんかそういうホームステイを受け入れた経験者と、新しく受け入れる人たちのホストファミリーで、何か1回集まる、情報交換の場みたいなそういうのがあったらどうですかね。
- 庶務課長（柳　雅司）　今までそういうことはないんですけども、ことしまだ始まったばかりなんですけど、保護者会に、昨年昭和中学校で受け入れてくれましたホストファミリーの方にその体験を話してもらって、保護者間で話してもらって、そんなことはしております。ただ今の話は参考にしたいと思います。
- 学校教育部長（丹羽　孝）　今日庶務課長が遅れたのが、今年受け入れをする清泉中学校で保護者会があったので、保護者に説明をするということで行ってその時に昨年の方も一緒に行ってもらって、問題ないですよと行ってやらせていただいたので、その辺については一応努力はしているんですけども、実際、結構これは苦勞すると思います。できる限りは説明はしておりますので。
- 委員長（紅林由紀子）　そうですね。そこのハードルが少し下がって、お金の面はあると思いますけれども、よりたくさんの子供が行けるようになると、なおいいかなというふうに思いますよね。やっぱり学校に向こうの学生さんたちが来ることはかなりいい刺激になると思いますので、そのパイプを少しでも太くしていければなというふうに思います。

石川委員、何かございますか。

○委員（石川隆俊） 本当に外国の人が来たら、私も一時は外国人が泊まりましたけれど、もういい加減に泊めておきましたね。日本の風呂にどぶんと入れて。おもしろがっていますよ。

○委員長（紅林由紀子） そういうほうが結構刺激的でいいんじゃないかなというふうに思います。

○委員（寺村豊通） 畳に布団というのを結構喜ぶ人が多いみたいですね。外国はベッドですから、要するに寝ているときのスペースってベッドしかないわけですよ。畳に寝かせると、部屋全部がベッドみたいなイメージになるみたいですから。布団から落ちても大丈夫という。すごい安心感を持って寝られたなんていう感想もあるみたいですよ。

○委員長（紅林由紀子） そうですね。布団を並べて寝ていけばね。寝るまでずっと喋りながら寝られたりとか、楽しいことがたくさんあるよみたいなそういう感じで、ぜひお願いします。

ではこの件はよろしいですか。それではまた、ことしも無事に安全にいきますようにどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは以上で、告事項1を終わります。

それでは、報告事項2 「平成26年度昭島市立学校教職員異動の概要について」説明をお願いします。

○指導課長（宇都宮聡） 平成25年度昭島市立学校の職員の異動の概要について転入状況をお知らせいたします。

小学校39名、中学校29名、合計67名です。うち、小学校の新規採用及び期限付き任用教員が13名、中学校の新規採用及び期限付き教員が6名ということで今年度は合わせて19名でスタートしております。

前任の地区の条件についてはその表に示したとおりです。以上です。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして何か御質問や御意見などございますでしょうか。ことし新規採用の先生方は。

○委員（寺村豊通） 資料は25年度になっています。

○指導課長（宇都宮聡） 25年度異動になります。25年度異動で、括弧、26年4月1日異動ということで年度ですので、25年度末異動ということになりますので、正式には25年度異動になります。

○委員長（紅林由紀子） これが正しいということでございます。

ほかに何かございますでしょうか。

ことし小学校は11名、中学校は2名の新規採用の先生方がお入りになったということですが、中学校は2名と結構少なくなってきたような気がするんですけども。

○指導課長（宇都宮聡） これは少なくなってきたのではなくて少なくしたんです。というのは、昨年度は期限付き任用が前年度の期限付き任用が多くて、それがそのまま新規採用になってしまいましたので、なぜ、期限付き任用が多かったかというと、学級数の決定が遅くなっていて、3月の中日以降のものになると新規採用が、いなくなって今度は期限付き任用の教員になってしまうわけです。で、学級数決定が非常に遅れて、翌年に影響がきて新規採用が36名になってしまったというそんな状況になったわけで、今年度については学校のほうにお願いをして、早めに学級数発表してくださいということで2月末の時点では学級数がほとんど確定していましたので、正規の教員を採ることができたとそういう状況でございます。

○委員長（紅林由紀子） なるほど、わかりました。早めに学級数を確定することということではできるわけですか。

○指導課長（宇都宮聡） これはもう入学指定通知を出した時点で新1年の数が決まってくるし、転出するようなお子さんの場合、また転入する情報について、早めに学校のほうで集めてもらいたいということをお願いをして、学級数の見直し確定をやったということでございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ということでございます。皆様の御努力でこういう数字になったということでございます。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それではこの件は終わりたいと思います。新規採用の先生方、今、学校で頑張っていると思いますので、ぜひともバックアップをよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、報告事項3 「昭島市立各小中学校のいじめ防止基本方針について」説明をお願いいたします。

○統括指導主事（稲富泰輝） それでは、いじめ防止基本方針について報告いたします。本方針は2月の定例教育委員会で決定されましたものを受け、3月末までに各学校で作成したものでございます。

いじめは絶対に許されない行為であるという共通認識のもと、学校と教育委員会はもちろん、家庭地域関係諸機関等が互いに連携し、昭島市のすべての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるようにしてまいりたいために、以下の点に共通して各学校が取り組んでまいります。

共通している点の一つ目が、未然防止、早期発見、解消のための早期対応、重大事体への対応の項目を全21項が示しております。2点目としまして、各項にお

いて校内いじめ対策委員会を設置し、組織的に取り組むことができるように進めていることがございます。今後はこの方針に基づき、年3回のふれあい月間と理組を軸にしていじめを防止する取り組みをさらに進めてまいります。

資料の数が多く大変恐縮ではございます。

以上、簡単な報告で恐縮ではございますがよろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何か御質問や御意見などございますでしょうか。

全21項で策定されたいじめ防止基本方針についてでございました。

一つ質問してよろしいですか。全体的には、各学校とも必要な事項をしっかりと抑えて策定していただいているようにお見受けするんですけども、玉川小学校の、下から5行目ぐらいの、「Q-Uテストを行い児童の学級集団を知る」という文章が載っているんですが、すみません、Q-Uテストはどのようなものか、学級集団をそれでどうするのかということについて、ちょっと教えていただけますか。

○統括指導主事（稲富泰輝） この玉川小学校の方針に示されておりますQ-Uテストについてでございますが、こちらは学級満足度調査という形でやられまして、その子がこの学級の中でどれだけ適応しているかということについて取り組んでおります。

こちらは、玉川小学校が東京都の指定を受けております人権尊重推進校の取り組みの一貫として、昨年度から行っているもので玉川小学校の特色に合わせてこちらの文言を入れております。

なおこのQ-Uテストにつきましては、5月、2月という2回やって、年度当初の学級の中での様子、またそのお子さんの様子を把握するとともに、2月までにどのように変容したのかということをご担任が振り返って、よりよい学級指導ができるよう玉川小学校では取り組んでおります。こちらをいじめの防止についても発展させるんだというつもりでこちらの中に入れておりますので、この取り組みを生活指導主任会及び人権教育推進委員会の中で還元していくようこれからも取り組んでまいりたいと思います。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。

わかりました。この推進指定校ということで受けていらっしゃるということで、これが有効であるということがわかった場合は、そのやり方とかは市内の各校に知らせていただいて、みんなも取り組むことができるとかそういう感じになるんですか。

○統括指導主事（稲富泰輝） これを各学校に知らせたことによって、各学校が教育推進計画に入れてくることも考えられますし、この方法が有効であるということであれば、事務局の中で予算等も検討していく必要があるかなと考えております。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。

ほかに何かございますでしょうか。
小林委員、お願いします。

○委員（小林和子） 感想なんです、どこの学校も取り組みのことについて、特にいじめの未然防止が大事かなと思いますが、それに関して学校全体とか学級担任とか、それぞれ具体的な内容で取り組む内容が示されていて、今後こういう今までも多分やっていらしたかと思いますが、はっきりここで文章に出して、具体的に取り組む内容が示されたのはとてもいいことだし、ぜひこういうことを実践して、起こらないのが一番いいわけなので、未然防止に努めていただきたいのと、そうかといってよく言われるように、いじめがあって当たり前というふうに考えて、それに対してどういうふうにいじめに対する措置ということで、やはり早期対応をするとか、各学校でこういうふう話し合われて、こういう基本方針が出たことはとてもよかったなと思いますので、ぜひこれに基づいて、それぞれの学校でいじめのないように、未然にいじめの防止ができるようなふう実践していただければありがたいなというふうに思います。

○委員長（紅林由紀子） そうですね。そのようによろしく願いいたします。
ほかに何かございますでしょうか。

○委員（石川隆俊） 一つ、小林委員に質問していいですか。
先生は昔、学校を経験されていますが、先生のころと今と、いじめというものが変わりつつあるとか、先生のころどんな状態だったか、ちょっとそういうことで感想をよろしいですか。今の状況と先生が実際学校を担当されているところで、いじめ問題がどんなに変わってきたかという先生の御感想というか御意見ございますか。昔の状況と。いじめって実際当時ありましたか。

○委員（小林和子） やはりありましたね。それでいじめられたという訴えとその相手側のということで、両方話をして。ただよくいう陰湿な1人をみんながこてんぱんにいじめてというような、そういうことではなかったもので、そういうことはあまりなかったんですけども、個々の子供たちのところで誰さんにいじめられた、こっちはそうじゃないというふうなことでありましたから、やはりそういうときに、対応のことをおっしゃってらっしゃいますか。

○委員（石川隆俊） 今と昔とで、私なんか自分の経験ですと、小学校・中学校いじめがあまりなかったように思うんですけども、なかったように、ほとんどそういうことで悩んでいる学友はいなかったように思うんですけど、今がそうなったのかちょっとその辺を先生に伺おうと思ったんですね。
今の状況と、今、随分多いように思いますけれども、当時、時代によって変わったのか。

○委員（小林和子） どうでしょうかね。時代によって変わったというか、でも、子供時代でも、いじめという仲間はずれみたいなことで一緒に遊ばないとかなんてい

うことはあったように思いますね。ただその当時は、それをいじめとか何とかいうよりも、あんまりそれでいじめられたとって訴えてとかいうんじゃないで、それで我慢しちゃったこともあったのかなというふうには思いますけど、勤めていたところのことでは、やはりいじめられたということで、その親御さんもいじめられたというふうにおっしゃるから、それで話を両方聞いて、相手の方と話し合っただけというふうなことで対応するというか、それで納得して仲良くしようねみたいな形で、そんな深刻ないじめという感じではなかったんですけど。

だからとらえ方がやっぱり、私たちの子供のころはあんまり親も忙しかったからそんな子供のことは子供に任せて、そんなにしませんでしたけど、やっぱり仲間はずれになった子はいたような気がしますけど。

○委員長（紅林由紀子） よろしいですか。何かほかに。

○委員（石川隆俊） 最近、少し増えたような気がするものですかね。

○教育長（木戸義夫） 調査でやり方もすごくいじめと感じたものは全部上げろっていうような感じでね。

○委員長（紅林由紀子） そうですね、本人がそういう感覚を持ったならそれはいじめだという定義だと、どうしても増えるということになると思うんですけどね。

○委員（小林和子） そう、今はね、本人がいじめられたというふうに感じたらいじめというふうに扱って対処しないといけない。

○委員長（紅林由紀子） でもそれがやっぱり今の時代に合っているということだと思えるんですね。昔、そうやって泣き寝入りみたいになっていた子供たちもいっぱいいたかもしれないですけども、やっぱりこの中にもいろいろ書いてありますけれども、誰かに相談できるというそういう体制がきちんと整えられているということはすごく大事ななというふうに思いますね。この中に、「多くの大人に見守られているという安心感を児童・生徒に与える」というような一文も書いてある、方針のそういう学校もありますけれども、そういう安心感というのが、やっぱり子供があれば、本当にちょっと友達同士でいろいろトラブルがあったり、仲間はずれにされたり、いろいろ子供も結構残酷ですからいろんなことやりますけど、そういったときにもやっぱり自分には誰かがついてくれているという何か最後のつながるものがあれば、本当に事件になってしまったような悲惨なことにはならないのではないかなというふうな気がいたしますので、ここに方針で定めていただいたことというのはすごく大事なことがたくさん書いてあるなというふうに読んで思いました。

そしてやはり文、文字として記されているわけですので、これをしっかりと後は行動に移していただきたいと。それは本当にお願いしたいというところで見逃しのないように、ぜひとも一人ひとりの先生方、職員の皆さんがそういった意識を持っていただきたいなというふうに思いますのでどうぞよろしくお願ひいたし

ます。

ほかには何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、この件は終わりたいと思います。

それでは続きまして、報告事項4 「平成25年度就学支援の状況について」説明をお願いいたします。

○統括指導主事（稲富泰輝） それでは御報告いたします。若干時間をいただいて人数のところも報告いたします。

まず、平成25年度中学校に行われました就学相談、転学相談、情緒障害等入退級相談、難聴言語入退級相談に対するそれぞれの委員会の判定結果でございます。

1の「就学相談結果」は、平成26年度に新たに小中学校に就学する児童生徒の相談に対しまして、通常の学級が適しているか、特別支援学級が適しているのか、または特別支援学校が適しているのかの判定結果でございます。

小学校では20人の相談がありました。これに対して、特別支援学級が適しているという判定が出た児童が5人、特別支援学校が適しているという判定が出た児童が2人、通常の学級が適しているという判定が出た児童が11人で行なわれました。また相談のみで判定まで行かなかった児童が2人でございます。

中学校では、相談者数は21人、特別支援学級が適しているという判定が出た生徒が19人、通常の学級が適しているという判定が出た生徒が1人、相談のみで判定まで行かなかった生徒が1人ございました。なお、この判定に対して、実際の進路につきましては右の欄に書かれたとおりでございます。

続きまして、2の「転学相談の結果」でございます。転学につきましては通常の学級に通っている児童生徒が、特別支援学級や特別支援学校に移る、またはその逆に、特別支援学級や特別支援学校から通常の学級に移りたいという相談に対して就学支援委員会の判定結果でございます。

小学校では6人の児童から相談がございました。判定は特別支援学級が5人、特別支援学校が1人で行なわれました。中学校では4人の生徒からの相談に対しまして、特別支援学級の判定が4人という形でございます。

その判定結果に対しての結果につきましては右の欄でございます。

続きまして、裏面になります。情緒障害等入級相談結果でございます。情緒障害等通級指導学級への入級の相談に対する入退級判定委員会の判定結果でございますが、小学校では27人からの児童から相談がございまして、入級適と判定された児童が27人全員という結果でありました。

中学校では14人の生徒からの相談に対して、入級適と判定された生徒が12人、入級不適が1人、相談のみが1人で行なわれました。中学校で入級不適となった生徒につきましては、不登校傾向にあり、適応指導教室の指導から始めている段階でございます。現在は、生徒の実態に合わせた指導を行っている最中でございます。

続きまして、情緒障害等退級相談結果でございます。平成25年度は退級が適していると判定された児童が5人となっております。5番の難聴言語入級相談結果でございます。18人の児童からの相談に対して、入級適の判定を受けた児童が16人、入級不適という判定を受けた児童が1人、相談のみの児童が1人となっております。

ります。なお、入級不適となった児童につきましては、難聴言語の障害よりも発達障害等の個別の支援を要する児童でございますが、現在、指導課職員による巡回指導を継続して行っている児童となっております。

最後に6、「難聴言語退級相談結果」でございますが、引き続き、指導が必要との判断から相談者がゼロ人となっております。

長くなりましたが、以上、御報告申し上げます。

- 委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。
ただいまの報告につきまして、何か御質問や御意見などございますでしょうか。
小林委員、お願いします。
- 委員（小林和子） ちょっと私が聞き逃したのかも知れませんが、裏面の3の情緒障害等入級相談結果の中学校の入級不適の1人って、今、何で不適かって、理由がちょっと聞き取れなかったんですけど。
- 統括指導主事（稲富泰輝） 大変早く説明しました。中学校の情緒障害と入級相談結果の入級不適につきましては、不登校の傾向にありまして、情緒の面よりもまずは登校への支援という形で行っておりますので、適応指導教室に今、通って、適切な支援を今継続して行っているところでございます。
- 委員（小林和子） それで、適応指導教室のほうには行っていらっしゃいますか。
- 統括指導主事（稲富泰輝） はい、継続して行っていますが、ただ週5日あるうちの1日か2日という形になっております。ただ、この適応指導教室に通う前は、全く登校できなかったことが、週1日、2日ということで、本市の適応指導教室のうち、比較的年齢が近い支援員が入っている日を重点的に通室しているという報告をいただいています。
- 委員長（紅林由紀子） ほかにいかがでしょうか。
- 委員（石川隆俊） ちょっとこの題目とは離れるかもしれませんが、情緒障害というのが最近、よく問題になっているわけですが、適切な精神科医とかそういう先生あるいはそういうところにちゃんとかかって、適切な治療、例えば投薬とかそういうのを十分に受けているかどうかという問題、中には間違った薬なんかをもらって、とんでもないことが起こっているということも聞きますし、その点はいかがですか。
- 統括指導主事（稲富泰輝） こちらは、入級判定委員会の時に出てくる話題でございますが、ここで出てくる児童の方々については、基本的には病院のほうに通院して、薬についても適切にいただいている。ただ課題が2点ございます。病院のほうになかなか予約が入らないということで、次回の予約を4カ月後という、前のところで、そうすると薬については処方されているんですが、やはり児童ですから成

長によって変容がありますので、適切な薬を、やはり薬が変わったという報告もありますので、その予約の入れにくさということがございます。

また、一部のことでございますが、毎日適切に薬を服薬することについて、なかなか家庭での体制とかいろんなことがありまして、できないときに課題が出る傾向がございます。ただ、これについては、医師との連携のところを図るとともに、本市で採用していますスクールソーシャルワーカーのほうの関係機関との連携を担当しておりますので、そこで適切な支援を行えるよう取り組んでいるところでございます。

○委員長（紅林由紀子） そうですね、なかなか難しい問題があるようですね。

ほかには何かございますでしょうか。

今回、特別支援学級に入級するお子さんが比較的少ないのかなというような印象があったんですけども、それとその反面、今、お話しがありました情緒障害等の入級のお子さんが大変多いというふうに、数字だけ見るとそのような印象を受けるのですが、中学については瑞雲にしかないわけですし、小学校は3校ありますが、ここがパンクしてしまうとかそういった状況はないわけですか。

○統括指導主事（稲富泰輝） まず御質問の1点目、特別支援学級、この報告資料におきまして1の項目につきまして、確かに小学校について20人の相談でしたが、平成24年度は48人の相談ですので、相談自体が昨年度は半分という形になっております。

一方、情緒障害等通級指導学級につきましては、やはり小学校については昨年度が38で27ですから、数は減っているんですが、中学校が昨年度11が14という形になっていますから、ニーズが高まってきております。これにつきましては一つ、情緒のほうが増えてきた要因としましては、昨年度から取り組んでおります巡回相談員の学校への回り方で、子供に対しての適切な支援等、学校とともに保護者の方と話すというところで、情緒障害等のところ、特に、小学校6年生が中学校1年生に入る時に継続してというところが本年度増えてきているものでございますので、あります。ただ、人数についてはかなりぎりぎりの人数になりつつありますので、今後検討していく必要はあるかと考えております。

なお、指導課のほうで、昨年からの3カ年の計画で、小学校または中学校の情緒障害通級指導学級等の増設について検討しているところでございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。どうぞよろしくお願いいたします。

あと、もう1点だけ質問させていただきたいんですけども、この退級適という方が今回5人、情緒障害等の教室から退級ということがありますが、これはどういうふうに解釈すればいいのかなというか、一定のいろいろなスキル、コミュニケーションスキルとかいろんなことを勉強されて、これで通常学級だけでやっても何とかいけるよという、そういった感じで判定されるんですか。

○統括指導主事（稲富泰輝） ここにつきましては2つの要素がございまして、今、紅林委員から御指摘があったように、ある程度状況について改善が見られ、通常の学

級の中で今後取り組んでいけるという形の退級が1点でございます。

2点目は情緒障害と通級指導学級に通いながら、ここで今の転学相談にかかってくるんですが、固定の知的の特別支援学級に入る子が、この固定のほうと通級指導学級両方は在籍できませんので、固定のほうに移って情緒のほうを退級という形を取っている形、この2つのパターンがございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。

ということでございます。ほかに何か御質問などございますでしょうか。

それでは、またことしもどうぞよろしくお願ひいたします。ではこれで終わりたいと思います。

それでは続きまして、報告事項5 「平成25年度指定学校変更区域外就学の処理状況について」説明をお願いします。

○指導課長（宇都宮聡） 報告事項5、平成25年度指定学校変更区域外就学の処理状況について御報告をいたします。

1の指定校変更ですが、これにつきましては学校教育法施行令の規定によりまして、児童生徒に対し通学すべき学校を指定することになっておりますが、教育委員会が相当と認めるときには、保護者の申し立てにより指定された学校を変更することができるかとされております。教育委員会では指定校変更の基準を設けて対応しているところでございます。

表の説明をさせていただきます。一番左側の指定校の欄につきましては、指定された学校に通うべきところ、個々の理由により市内の他の学校に通っている児童生徒の人数を表したものです。つまり東小学校では、東小学校学区にお住まいですけれども、9名の方がほかの学校へ行っているということでございます。

通学校の欄につきましては、指定された学校の区域外から通学をしている人数になっております。つまり、5名のお子さんが東小学校外に住んでいるけれども、東小学校に通っているというのが5名というようなことでございます。その理由別の内訳が右の欄に示されているところでです。

指定校変更につきましては、転居を理由とされる方が小学校で63、中学校で14、転居予定の方が、小学校で5人、兄や姉が通っているので弟や妹もその学校に通わせてもらいたいというのが、小学校で19人、中学校で5人。保護者の仕事の関係で祖父母宅等に一時的に子供を預けるという方が小学校で13人。クラブ活動やいじめ、不登校回避など教育的配慮が、小学校で6名、中学校で10名。前の学年で指定校変更を認められていたので引き続き指定校変更を行う方が、小学校で2名中学校で21名。その他の理由が小学校で5名、中学校で24名であります。合計いたしますと、小学校で121名、中学校で80名、合計で201名ということになりまして、昨年と同数ということでございます。

次に、2の区域外指定でございますが、これは市外から市内の学校へ、また市内の学校から市外の学校へ通うことを、教育委員会同士が承諾し、就学をするものでございます。市内から市外への転出等により住民票は市外にあるんだけれども、本市の学校に通いたいという方が、小学校で20名、中学校で8名、合計で28名で、昨年度の32名より4名の減となっております。

また、本市に転入したけれども、引き続き他市の学校に通いたいという方が、小学校で17名、中学校で11名、合計が28名で、昨年度の39名よりも11名の減となっております。理由の内訳につきましては右の欄にお示ししましたので御覧いただければと思います。

以上のとおり御報告いたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして何か御質問や御意見などございますでしょうか。こちらは特にはよろしいですか。

ということで、では御報告ありがとうございました。ではこの件は終わります。

続きまして、報告事項6 「平成26年度昭島市立小中学校学級編成の状況について」説明をお願いします。

○指導課長（宇都宮聡） 平成26年度昭島市立小中学校学級編成の状況について御報告いたします。お手元の資料を御覧ください。

1の「各学校別児童生徒及び学級数教員等」でございます。（1）の小学校でございますけれども、4月の入学時、現在の状況でございます。表中の実数は児童数を、括弧内の数字は学級数を示しております。今年度も小学校2年生については35人学級対応加配として学級規模の縮小を選択したことによりまして、小学校1年生と2年生が35人で1学級、3年生から6年生が40人で1学級となっております。

小学校全体の学級数は207学級で、昨年度の210学級よりも3学級の減となっております。児童数では5,582名で、昨年度の5,616名よりも34名の減となっております。

通常の学級児童数につきましては、学級数では中神小、光華小が1学級の増、武蔵野小、玉川小が1学級の減、富士見丘小が2学級の減でございます。児童数では全体で26名の減となっております。

特別支援学級の固定給の児童でございますが、共成小学校が15名で昨年度より1名の増、つつじが丘南小学校が21名で昨年度より2名の増、田中小学校が15名で昨年度よりも10名の減となっております。

学級数は共成小学校が2学級、つつじが丘南小学校が3学級で昨年度と同数、田中小学校が2学級で昨年度より2学級の減でございます。

続きまして、裏面にまいりまして（2）中学校でございますが、中学校につきましては、本年度も第1学年については、中学校1年生35人学級対応加配によりまして学級規模の縮小を選択いたしまして、中1が35人で1学級、2・3年生が40人で1学級となっております。

中学校全体の学級数は86学級で昨年度と同数でございます。生徒数は2,653名で昨年度より25名の減となっております。

通常の学級では、昭和中学校が10学級で昨年度より1学級の減、清泉中学校が16学級で昨年度より1学級の減、拝島中学校が15学級で、昨年度より1学級の減、清泉中学校が16学級で昨年度より1学級の減でございます。

生徒数では全体で2,653名で昨年度より39人の増でございます。

それから、特別支援学級の固定級の生徒数でございますが、昭和中学校が 30 名で昨年度よりも 5 名の増、多摩辺中学校が、17 名で昨年度より 9 名の増で、学級数につきましても 1 学級から 3 学級の 2 学級の増となっております。

続きまして、2 の「特別支援学級在学者学年別内訳」でございます。実数で書かれておりますのが固定級でございます。括弧書きされておりますのが通級指導学級でございます。固定級につきましては先ほど御説明いたしましたので、通級指導学級について御説明いたします。

富士見が丘小学校の言語障害の通級指導学級の児童数が 44 名で昨年度より 9 名の増、難聴が 2 名で昨年度と同数、言語障害の学級数が昨年度より 1 学級の増、東小学校の情緒障害通級学級が 26 学級で昨年度と同数。つつじが丘北小学校の情緒障害通級学級が 22 名で 6 名の増、学級数が昨年度より 1 学級増しております。拝島第三小学校の情緒障害通級指導学級が 34 名で昨年度より 1 名の減でございます。

中学校では、瑞雲中学校の情緒障害通級指導学級が 21 名で昨年度より 6 名の増、学級が 1 学級増えております。

なお、ここに資料がございませんけれども、私立・都立・国立学校への入学状況でございますが、小学生では 12 名の新生が私立等へ入学をいたしました。入学指定通知を出しました人数が 916 名ですので、1.3%の小学生が私立等へ入学をいたしました。

中学校では、91 名の新生が私立等へ入学をいたしました。入学指定通知を出した人数が 975 名でございますので、9.3%の生徒が私立等へ入学いたしました。以上で報告を終わらせていただきます。

- 委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。
ただいまの報告につきまして何か御質問や御意見、御感想でも結構です。
- 委員（石川隆俊） 短い質問ですけれども、例えば仮に、まことに厳密に 1 名多いからってもうこれはだめなんですか。仮に 35 名のところが 36 名になった場合はもうそれでだめなんですか。
- 指導課長（宇都宮聡） だめだというのは増えるのかということですか。
- 委員（石川隆俊） 例えば固定になったときにそれをクラス 2 つに分けなきゃならない。
- 指導課長（宇都宮聡） はい、そういうふうに昭島市ではしております。
- 委員（石川隆俊） 厳密ですね。あるいはどこかに例えばどこから来たということはないと思うけれども、そういう転入とかあった場合ですね。
- 指導課長（宇都宮聡） 年度途中はありません。最後は 4 月 7 日なんですけれどもそこまでに転入した場合には 1 学級増となります。

○委員（石川隆俊）　じゃあ、初めからの場合は厳密なんですね。

○指導課長（宇都宮聡）　そうです。年度途中に増えても、例えば35人学級でスタートしたんだけど、それが70人になっても1学級は1学級です。便宜上は。ただ、今は極端な話ですけども、学級規模に応じて支援員を出すとか指導員を出すとかという配慮はしてまいりますけれども。
以上でございます。

○委員長（紅林由紀子）　はい、よろしいでしょうか。ほかには何かございますでしょうか。

先ほど私立等に入学者の割合を報告いただいたんですけども、中学校9.3%というのは。私は大体1割ちょっとぐらいというような認識でいたんですが、少し減ったというような幹事ですか。

○指導課長（宇都宮聡）　10%のあたりを左右上下していますので、年によって志向が違うので。

○委員長（紅林由紀子）　でもそんな大きな変化はなく大体10%前後でいくという感じですね。

○指導課長（宇都宮聡）　そうです。

○委員長（紅林由紀子）　昭島の場合はそのぐらいだということでございますけれども結構、三鷹市とかその辺に行きすと、半分に近いぐらいの数字で行くというような話も聞いております。それはそれですごく中学校の経営とかも大変だという話も聞いていますので、そういう意味では昭島は恵まれているなという言葉が適切かどうかはわかりませんが、本当に地域に密着した教育が行われているなというふうに思います。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、これでこの件は終わりたいと思います。

それでは、続きまして報告事項7「昭島市市民図書館市民利用パーソナルコンピューターコーナーの運用に関する要綱の一部を改正する要綱について」説明をお願いします。

○市民図書館長（石川千尋）　それでは、昭島市市民図書館市民利用パーソナルコンピューターコーナーの運用に関する要綱の一部を改正する要綱について御説明いたします。

ウィンドウズXPのサポートが終わったこともございまして、26年度の予算でパソコンを5台購入いたしました。この機会に要綱の見直しを行いました。

要項改正の目的でございますが、本来図書館のパソコンは情報取得、調べ物に供するために設置されたものですが、これまではパソコンに親しめるような環境という狙いもあったようです。しかし情報取得の利用に支障が出ている状況もご

ございましたので、これを本来の目的にしていくため所要の整理を行ったものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

第1条では趣旨を、第2条では提供の目的を示しております。パソコン提供の目的は、先ほど申しましたように情報の取得でございます。これまでは、ご自分のUSBを持ってきて私的な文章を作成することができましたが、情報の取得専用といたしましたので使用することができなくなりました。

第3条は、利用対象者を定めております。利用対象者を貸出券の交付を受けた者といたしましたのは、昭島市と相互利用を認めている、あきる野市、福生市民等の方で貸出券を持っている方も御利用できることのようなことを念頭においております。

第4条では申請を定め、第5条では開設時間を決めました。第6条でございますが、第6条では利用時間及び利用回数の制限を定めまして、利用につきましては1日1回、かつ継続して1時間を超えてコーナーを利用することができないとこのように決めました。

第7条では利用制限、第8条では利用者の責務を定めました。第10条につきましてはプリンターを利用しての費用負担につきまして文言の整理をさせていただきました。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございました。

ただいまの件につきまして何か御質問や御意見などございますでしょうか。

これパソコンは5台購入されたということですが、現在何台あって全部入れ替えたんですか。

○市民図書館長（石川千尋） これまでのパソコンは平成21年に設置したんですけれども、それがXPでできないので、全部処分しまして新たに5台を入れ替えたということでございます。全取り替えです。

○委員長（紅林由紀子） 全入れ替えですね。はい、わかりました。

続けてすみません、USBなど今度は使えないということなんですけれども、実際にはパソコン自体には差すジャックがありますよね、USBポートがありますよね。それ自体は、それをあまりよく知らなくてうっかり差しちゃうとかそういったことができないような何か工夫はされているんですか。

○市民図書館長（石川千尋） 最初からUSBは差し込めないようにいたしまして、情報取得専用で運用しています。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございます。

ほかには何かございますでしょうか。

図書館のパソコンにつきましては、お話しのあったように情報検索、情報取得を目的とするものと限定的にされるということによくわかったんですけれども、

実際に市民の方で、ご自分のおうちにはないけれどもパソコンに親しみたいとかどこかへ行ってパソコンを使いたいとかというニーズもあると思うんですけども、そういったニーズはどういった場所に対応できるようになっているんでしょう。どこかでなっていますか。

○生涯学習部長（伊東一彦） 図書館は今、申し上げたように情報取得という形で本来の形に戻したが、実際に慣れ親しむとなりますと市立会館に設置してありますパソコンがございます。ただし、使用につきましては、団体での講習会等の使用となりますので、個人的には貸し出しはしておりません。パソコンに慣れ親しむ意味での個人使用につきましては、市が主催する講習会とか、あるいは、団体で使用し参加していただくような形を取らざるを得ないかと考えております。

○委員長（紅林由紀子） そうですか、わかりました。では個人的な使用ができるパソコンはないということですね。わかりました。

これは市のやることかどうかよくわかりませんが、今、結構ワーキングスペースみたいな、いろいろ個人で何か事業を立ちあげようとしたりとか、いろいろなことをしようとするにあたって、どこか共同事務ステーションみたいな感じでパソコンを使っているいろいろな仕事ができるみたいなそういったサービスがあるようなところも、自治体によってはあるようなんですけれども、例えば一昨年に見学させていただきました武蔵野プレイスさんとか、そこは多分有料だと思うんですが、使用料を取ると思うんですけれども、自分のオフィスのようにしてパソコンを使って仕事ができるみたいなそういった場所があったりとかというのがありました。今度、複合施設も今検討されていると思うんですけれども、そちらでそういうような機能とかというのはお考えになったりとかはしていらっしゃいますか。

○社会教育複合施設建設担当主幹（中村智行） 今のお話してございますけれども、一応、平成24年3月に作成いたしました基本方針、基本計画の中にはそのような個人利用のできるパソコンの設置というのは記載してありませんので、今の時点では検討はしてございませんけれども、今後検討できる部分は検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） これが学びという部分になるのか、もしかするともっと、産業振興みたいな部分になるのか、そうするともう教育委員会の範疇から出るような気もするんですけれども、そういった動きも結構今、世の中ではあるようですので、そういった機能があってもいいのかなみたいになんかちょっと思いましたので感想として申し上げました。

ほかには何かございますでしょうか。特によろしいですか。

それではパソコンは全部新しくなったということでよろしくお願いいたします。

それではこれで報告事項7を終わります。以上で報告事項1から7までの説明が終わりました。

報告事項8から17につきましては資料配付のみとなっておりますが、事務局へ

の質問などございましたらお願いいたします。たくさんございますので読み上げは省略させていただきます。

1点、12の「中学高校生の読書フォーラム2014」につきましては参加させていただきまして、大変いい会だったなというふうに思いました。年々中学生の読書スピーチのレベルが上がっているなというふうに感じました。初年度から参加させていただいていますけれども、中学生の皆さんが本当に立派なスピーチをされるのですばらしいなど。この調子で続けていただきたいなというふうに思いました。

あと、プレゼンテーションについては、高校生のパソコンを使ってのプレゼンテーションスキルに毎回驚かされますが。

そして、記念公演の石崎先生は大変面白いお話しで大人が聞いてもとても面白いお話しをしていただいたので、もっと、でも十分の方がいらしていたと思うんですけども多くの方に聞いていただきたいなというふうに思いました。本当に貴重な機会だなというふうに思います。あの様なすてきな先生をまたこれからもどんどん呼んでいただきたいなど。昭島市の子供たちにああいった刺激を与えていただきたいなというふうに思いました。

ちょっと参加させていただきましたので感想を述べさせていただきました。

ほかには何かございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、また何かございましたら直接事務局のほうにお願いいたします。

それでは続きまして、その他の事項について事務局から何かございますでしょうか。

ないようですので、続きまして、次回の教育委員会日程についてお願いいたします。

○庶務課長（柳 雅司） 次回の教育委員会定例会の日程でございます。

次回、5月15日木曜日、午後2時30分から市役所301会議室、こちらの部屋でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。

5月15日2時半ですね。育英会もございます。ということでございます。御出席をよろしくをお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしましたので、第4回定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

以上

年 月 日

署名委員

2 番 委員

3 番 委員

調整担当